

市立学校で新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合の対応について

(令和2年8月2日)

宗像市教育委員会

1 児童生徒等の発熱時の対応

児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をさせず、自宅で休養させてください。この場合、欠席扱いにはなりません。なお、必ず保護者から学校に対し詳しい症状(発症日、体温等)の連絡をお願いします。

2 宗像・遠賀保健福祉環境事務所(以下「保健所」という。)への相談

次の症状がある場合は、保健所の「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

○発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

平日	保健所「帰国者・接触者相談センター」	0940-36-6098
夜間・休日	福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号	092-471-0264

3 市立学校の児童生徒又は教職員等学校関係者の感染が確認された場合の対応

(1) 児童生徒又は教職員等の感染が確認された場合

- ⇒・発生が確認された時点で、該当する学校を臨時休校とし、校内の消毒を実施します。
- ・保健所による濃厚接触者の特定が行われ、該当者には、学校又は保健所から連絡します。
- ・濃厚接触者の状況及びPCR検査の結果を踏まえ、臨時休校の期間を決定します。

(2) 児童生徒又は教職員等が濃厚接触者と特定された場合

- ⇒・対象の児童生徒は、学校保健安全法第19条による出席停止の措置を行います。教職員についても出勤しないこととします。検査結果が陰性だった場合も、潜伏期間等を考慮し、医師・保健所の指示する期間、又は、PCR検査の実施日から14日間は健康観察(自宅待機)を行います。

(3) 児童生徒又は教職員等の同居家族が感染疑いによりPCR検査を受ける場合

- ⇒・児童生徒及び教職員等は、家族の検査結果が判明するまでは自宅待機とします。結果が陰性の場合は登校(出勤)となり、陽性の場合は引き続き自宅待機をし、保健所の指示のもとPCR検査を受けることになります。

4 臨時休校が決まった場合の連絡について

保護者会等は開催せず、学校から一斉メールでお知らせします。学校にメールアドレスを登録されていない方には、学校から個別に連絡をします。

5 注意事項

児童生徒本人だけでなく、ご家族の中で新型コロナウイルス感染症との診断を受けた、又はその疑いがあると分かった場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。